

はじめに

古墳時代に、ヤマト政権は地方豪族を取り込んでいき、地方豪族は「国造」に任じられた。横手盆地は、ヤマト政権時代（6世紀から7世紀前半）において、国造制が施行されていない地域であった。

7世紀後半以降、全国を畿内と東海道、東山道、北陸道、山陽道、山陰道、南海道、西海道の七道に分け、諸国には中央から国司が派遣され、国府を地方支配の拠点として、「国-郡（評）-里」という三段階の地方行政区画により、地方豪族を郡司（評司）に任命して、律令制を基軸とした中央集権的国家による領域支配が行われた。九州には西海道諸国を統括する大宰府が設置され、東北には陸奥国府・鎮守府として多賀城が置かれ、政治、軍事および文化の中心となっていた。

また、古代国家は東北地方を支配統括するための軍事・行政機関として日本海側の越後と出羽、太平洋側の陸奥北半に城柵を置き、西日本には外敵の侵入に備えて古代山城を築いた。城柵は段階的に北進し、設置後には郡が建てられて、その地域では国司制と城司制による地域支配がおこなわれた。

ここでは、まず地方の役所である、国府・郡衙・城柵について見た上で、横手盆地で調査が進む造山遺跡群を考える。

I 国府の姿

1 主な施設

日本における古代都市は中国に倣い、藤原京次いで平城京が造営され、万葉集に「青丹よし 奈良の都は咲く花の匂うが如く 今盛りなり」と歌われた。

国府は地方支配の拠点として、儀礼を行う国庁を中心とし、国司の居宅である国司館やさまざまな施設が設けられ、周辺には寺院や神社、工房や市、津などが置かれ、万葉集に「遠の朝廷」と詠まれた。国府は地方の人々にとって、国府は鄙の都であった。国府は、大陸風の丹塗り白壁作りの建物が立ち並び、それまでの古墳時代から続く景観とは大きく異なる、地方における古代都市であった。

国府の中心には政務と儀礼を行った国庁があり、周囲に実務施設（曹司）や国司館が置かれた。また、^{そうち}_{くりや}といふ給食センターでは、役人などに対して食事を用意した。付近には、国分寺・国分尼寺のような国立の官寺や有力豪族による氏寺も建てられた。神社もあり、平安時代後期以降、總社も置かれた。

出羽国府は奈良時代、庄内地方に置かれたとみられているが見つかっていない。平安時代の出羽国府は酒田市城輪柵跡であり、近くの堂の前遺跡が出羽国分寺として有力視されている。

国庁と儀礼空間

国庁は、もっとも重要な施設で政務・儀礼・饗宴の場になる。元日朝賀の儀礼では拝礼や饗宴を通して、国司と郡司らが支配と服属の関係を確認する場となった。建物は左右対称となり、正殿、脇殿、前殿などをコの字型もしくは品の字型に配置し、屏で囲まれる。規模は一辺70から90mが一般的である。

国庁では国内から僧を集めて吉祥悔過の法会も催され、国家の除災招福や国家鎮護を祈願する場としても機能した。国府から仏教に関わる遺物（鉄鉢型土器・油煙がついた土器など）が出土することも多い。

実務的な役所

国府ではさまざまな文書行政やモノ作りが行われていた。文書作成の他に、武器や高級絹織物などの製品も作られ、近くには、モノの売り買いを行う市や津もあった。

国司館の実態

国司館は、饗宴や儀礼・政務の場ともなっていた。陸奥・武藏・下野・出雲・筑後国府などでみつかっている。国司館の特徴は、大型の建物数棟が東西、南北約70mから100mの敷地の中に建ち並び、庇を持つ格式が高い立派な建物を中心とし、高級な綠釉陶器などの食器が多く出土する。国司館には庭園も設けられ、曲がりくねった水の流れに酒杯を浮かべ漢詩文を詠む曲水宴なども開かれた。

中央から派遣された国司は、それぞれに館を持つので、出羽国府にも数箇所ほどの館があった。廂を持つ建物や高級食器がたくさん出るような地区があれば、そこが国司館の有力候補地となる。

2 国府の人的構成

国府には、都から派遣された国司と呼ばれた中央派遣官と、現地で採用された役人がいた。

・中央派遣官

国司：守・介・掾・目からなり、国の等級によって人数の違いがある。国司の任期は当初は6年だったが、後に4年に変更された。

国司の仕事は、国内諸事全般の総轄をはじめとして、宗教などありとあらゆる国内の諸事にあたった。国

司は国のほとんどの権限を掌握する民政官、軍政官、裁判官であった。

国師：国師は僧官で、都から派遣されることが多く、国内の寺や僧尼の監督をした。国分寺創建（8世紀中）前は、国府もしくは近くの寺院に居を構えており、国府に国師院があった可能性が高い。

・現地の採用者

国府には在地の有力者が職員（書生、雑掌など）となり、国学には学生・医生がおり、郡司の子弟から選ばれた。また、大勢の傭丁が国司のもとで年間60日の労役（雜徭）に従事し、役所造営・道路の補修、貢進物の生産に就いた。こうした人々の住居跡が、武藏・下野国府の調査では2kmを越える広範囲にわたってみつかり、国府に居住していた様子が明らかにされている。

3 国府は地方の都市：都城ミニュチュア説の否定

平城京は碁盤の目のように整然とした条坊制度をとる。かつては国府も道路によって整然とし、その範囲は方8町（800～900m程度）で、平城京と同じような姿で都城のミニュチュアと考えられていた。ところが、周防・出雲・下野国府などの調査によって、実際には国庁を中心にして役所や国司館が分散的に配置されていることが明らかになった。国府では役人の数が限られていたために条坊制度が必要なく、国府は地方を支配するための政治的な都市であったためとみられている。国府は、平城京のような都城とは異なっていたのである。まだ見つかっていない奈良時代の出羽国府も国庁を中心にして、諸施設が配置されていたとみられる。

一方、下総国府（千葉県市川市）をはじめとして各地の国府からは、「京」と記された墨書き土器が出土する。当時、人々から国府は京と意識されていた。国府は、丹塗りで瓦葺きの国庁・国司館など建ち並び、周囲のムラの景観とは異なっていた。国府は、万葉集では「遠の朝廷」と歌われた。

ただし、日本海側の北陸道の国では降雪のために国府や寺院の屋根全面を瓦葺きにすることが少ないという特徴があり、国府と国分寺が不明な国も多い。平安時代の出羽国分寺とみられる堂の前遺跡でも瓦はみつかっておらず、非瓦葺きの建物であった。

4 出羽国府

出羽国が成立した8世紀初め、国府は出羽郡に置かれた。まだ見つかっていないが、現在の庄内地方にある。『日本三大実録』仁和三年（887）五月二十日条によれば「国府は井口の地に在り」とされ、延暦年中（9世紀初め）に、出羽国府は移転したと記されている。この平安時代の出羽国府が発掘調査された酒田市城輪柵とされている。9世紀以降、出羽国府は庄内地方の酒田市に置かれていた。

なお、8世紀代の出羽国府については、初め庄内地方に置かれたが、天平年間（730年代頃）に秋田城に移転し、さらに平安時代（9世紀）に庄内地方に移転したと考える移転説と、出羽国府は一貫して庄内地方（出羽郡）にあったとする説がある。まだ両説は対立しており結論は出ていない。

II 郡衙の姿

郡を統治する役所が、郡衙（郡家）である。郡には郡司として地方の豪族が任用され、郡ごとに郡衙が置かれ、国司の監督下に郡司によって、その領域内の地方行政全般が執り行われた。郡司は大領・少領・主政・主領の四等官からなり、大領・少領は郡領とも呼ばれた。郡には郡司の他に、正規の任命手続きを経ていない役人や、定員以外の下級職員、多種の業務に関わる多くの傭丁がいた。郡にも等級があり、大郡（20～16里）、上郡（15～12里）、中郡（11～8里）、下郡（7～4里）、小郡（3～2里）で、郡司の定員や傭丁の数に違いがあった。

・郡衙の諸施設

郡衙は、「郡庁」「正倉」「館」「厨家」から構成された。福島県泉官衙遺跡（行方郡衙）のように、郡庁や正倉は溝や堀で区画されることが一般的である。郡衙の施設は数百メートルに広く展開する。

郡庁

郡庁は郡衙の中核施設であり、郡司らが政務を行った。複数の建物と広場を備え、儀礼や饗宴の場となっていた。各地で確認されている郡庁では、長舎を方形やコの字形に配置したもの、品字形配置のもの、左右非対称の変則的な配置をとるものがあり、構造は多様で、郡庁の構造や配置は郡によって異なっていた。

『令集解』儀制令によると、郡庁の門は、「正倉院」や「厨房」の門とは異なり、国庁の門とともに公門と位置づけられていた。南門として八脚門が設けられる場合が多く、国庁に準じた格式の高さを示している。郡庁の規模は、一般的には方半町（50m）前後の例が多い。国庁と異なり、非瓦葺きが一般的であるが、宮城県名生館官衙遺跡のように瓦葺きとなる例もあり、郡衙施設における郡庁の格式の高さを示している。

正倉

正倉は主に稻穀を収納した倉庫である。正倉は収納物によって、穀倉・穎倉・穎屋・義倉・糒倉に区別され、それらが建ち並ぶ一画が正倉院である。穀倉は田租の穀稻（稲穀）を貯蔵する倉で、穎倉・穎屋は出舉

雜用の穀稻（稻穂の束）を保管する倉・屋である。こうした稻穀は種糓や食糧用として農民らに出挙され、その利稻は、中央政府に貢進する物資の一部を調達する費用や、国司の部内巡回や伝使の往来に関わる経費、国衙や郡司の維持活動諸経費の財源とされた。義倉は、貧窮民の救済用として徵収された粟等を収納した倉であり、糒倉には米を蒸して乾燥させた、保存食料の糒が袋詰めにして納められていた。

正倉の建物は、史料や調査例から、倉は総柱建物構造の高床倉庫、屋は側柱建物構造で廂のない土間ないし平地床の倉庫であった。群ごとに縦横に整然と並び、何度も建て替えられ、長期間にわたり使用されるという特徴がある。正倉は集落の倉より大型で、一般的には3×3間、4×3間の総柱建物と、屋とみられる側柱建物から構成されていた。

正倉の中に、1棟ないし2棟、超大型の総柱建物が含まれる例があり、法倉という特別の倉であった。賑給などにより君主有徳思想の理念を象徴的に示した。栃木県那須官衙遺跡では、超大型倉庫を丹塗りし瓦葺きとしている。また、三軒屋遺跡（群馬県・上野国佐位郡衙）では、正八角形の総柱礎石建物が検出されている。こうした正倉の高質化から、国家の威信や支配の正統性の誇示が図られたことがわかる。

正倉別院

田租や公出挙の稻穀を収納する官衙施設には、郡衙の一角に置かれた正倉院のほかに、郡衙とは別の場所に正倉別院が設けられている場合もあった。その例としては、『出雲國風土記』に記載された、出雲国意宇郡山代郷に置かれた正倉院が、山代郷正倉跡（島根県・団原遺跡）で検出されている。

倉庫令の規定と実態

倉庫令には、「倉は高くて乾燥した場所に設けること、そばに池や溝を掘ること、倉から50丈（約150m）以内には官舎を建ててはならないこと」が規定している。稻穀の保存のための湿気防止策として正倉は台地上や段丘上に位置している例が多い。関和久遺跡（福島県・陸奥国白河郡衙）のように、低丘陵が隣接しているにも関わらず低地に正倉域を設け、河川交通による稻穀輸送の便を優先している例もある。正倉院の多くは、大溝で区画され、正倉群を他の官舎から隔てて類焼を防ぎ、正倉院への出入りを規制していた。

館・厨家 館は宿泊施設、厨家は食膳準備や食糧・食器の調達管理施設である。館は各郡に複数あり、それぞれ「宿屋」「向屋」「副屋」「厨」または「厩」からなり、数棟以上で構成されていた。御子ヶ谷遺跡（静岡県・駿河国志太郡衙）では、館や厨家とみられる施設が板塀や土塁で囲まれている。

その他の施設

国司などが利用した伝馬や伝子は、郡衙に配属されていたものと、郡衙とは別の場所に配置されたものとが存在した可能性があり、駅路沿いでみつかった官衙遺跡については、交通に関わる施設の可能性を考慮する必要がある。郡衙には武器を収納した兵庫が存在した場合もあった。

さらに、郡衙遺跡の近隣には、寺院跡や終末期の古墳が存在している例が多く、弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県・美濃国武儀郡衙）のように祭祀遺跡も近くでみつかる場合がある。

III 城柵の姿

城柵は、7世紀中頃以降、東北地方を支配統括するための軍事・行政機関であり、さまざまな変遷と統合をへて、律令体制が衰退する10世紀中から11世紀前半に終末を迎える。城柵には、国司や史生、鎮官など中央からの派遣官が城主（城司）として駐在し、その監督の下に兵士が駐屯していた。

東北に置かれた城柵の基本構造は、8世紀前半に造営された多賀城で確立する。城柵は、中心となる政庁とその外側の曹司域（実務的な施設）を、それぞれ区画施設で囲む二重構造を基本形とする。さらにこの外側を塀などの区画施設で囲んだ三重構造の例もある。

政庁などの施設を構成する施設は、国府や郡衙と基本的には変わらない。ただし、莊嚴性と外敵に備えるために、外郭の区画施設の規模が大きい点や、築地塀に加えて材木塀や櫓を多用する点に特徴がある。さらに、威容を示すように秋田城のように築地塀や門、政庁の主要建物を瓦葺きで立派に造作することが多い点が特徴となっている。なお、陸奥国府である多賀城、出羽国府の城輪柵跡は、内国の国府と異なり、外郭を材木塀などで厳重に区画し櫓を付設する。

政庁は、城内のほぼ中央に位置し、築地塀や掘立柱塀、材木塀で方形に区画し、国庁や郡庁と同様に、正殿と脇殿を整然と配置する。城柵の特徴としては、正殿と桁行の短い脇殿が、広場を囲うように、品字形に配置された例が多い。掘立柱建物を主体とするが、礎石建物や基壇をもつ建物も認められる。

政庁以外の実務的な諸施設として、掘立柱建物群に井戸や竪穴建物の工房をともなうもの、竪穴建物の工房を主として構成されるものなどがある。秋田城のように城内に倉庫群を持つ例や、岩手県志波城のように竪穴建物が場内に集中する地区が存在する例もある。

IV 最新の地方官衙研究の成果

1 国府の成立は藤原京の頃

古代律令国家の形成は7世紀後半代に進む。7世紀中頃の孝徳朝の立評、天武朝の国境確定（683～685年頃）、飛鳥淨御原令（689年）、大宝律令（701年）の制定を通して、国司の派遣がなされ確立していく。

これまで8世紀中頃近くになるまでは、都から派遣された国司は独立した庁舎をもたず、拠点的な郡衙（郡役所）を仮の庁舎として駐在する形で任務を遂行し、国府の設置は遅れると考えられてきた。

実際には、地方官衙の整備は7世紀中葉頃から段階的に進み、国府・郡衙の造営は7世紀末～8世紀初頭以降に、藤原京（宮）の成立と一体となって行われていた（大橋 2018）。陸奥国では仙台市郡山遺跡（II期）が7世紀末ころの国府であり、国内諸郡に郡衙も設置されている点が明らかにされている。

国府は地方支配のために7世紀末頃に設置され、11世紀から12世紀まで地域支配の拠点として機能した。出羽国は8世紀初めの712年に建国され、出羽郡（庄内地方）に国府が郡衙とともに設置されたとみられるが、場所は不明である。

2 国府・郡衙の解明が進む

・国府と郡衙、軍団などは近接

『出雲国風土記』（天平5年、733年）によれば、意宇郡衙は国府とともに山陰道と隱岐道の十字街付近にあり、軍団や黒田駅も近くに置かれていた。国府に複数の官衙施設が配置されるのは特殊な方ではなく、一般的だった。国府や郡衙は駅路沿いの交通の要衝地、陸上交通だけでなく、河川などと関わりが深い水上交通との結節点に置かれる場合が多い。出羽国でも問題になるのは、国府と出羽郡衙や雄勝郡衙、駅家との関係である。

・一郡内に複数の官衙施設

郡衙は国府より規模は小さいが、数百mほどの範囲に諸施設が展開する。郡司（郡役人）には地方の豪族が任用され、国司の監督下に郡司によって領域内の地方行政全般が行われた。郡司は大領・少領・主政・主帳の四等官からなる。郡衙は、「郡庁」「正倉」「館」「厨家」とその他の実務を分掌する施設からなっていた。『出雲国風土記』に記されたように、郡衙は郡に一つだけと限らず、広い郡域に正倉別院や支所が複数、置かれることが多い。

・威容を示す法倉の姿

陸奥とそれに接する下野国、常陸国では、法倉とみられる高床倉庫が礎石立ちで柱を丹塗りし、屋根全体を瓦葺きとし、東山道、東海道駅路沿いに国家の威信を示すように建っていた。

3 交通との関係

・駅家の構造

国家は地方支配のために道路を設け、緊急時に駅鈴を鳴らして早馬を飛ばした。馬を乗り継ぐ駅家は史料からみると駅門を設け、築地塀などに囲まれた駅館院と、倉や厩舎などの雑舎群からなる。駅館院は正殿や後殿、脇殿、楼閣などで構成され、コの字形配置をとる（高橋1995）。山陽道沿いの駅家は外国の使者に備えて立派に見せるように、瓦葺で白壁造りとすることが求められ、実際に山陽道の播磨国内における駅家の発掘調査によって、コの字型の配置をとる例が兵庫県小犬丸遺跡（播磨国布勢駅）、兵庫県落地八反坪遺跡、同落地飯坂遺跡（同野磨駅）でみつかっている。

一方で、山陽道以外の駅家の実態は不明な点が多い。茨城県長者山官衙遺跡は、『常陸国風土記』に記された「藻島駅」の可能性が高いことが明らかになっている。陸奥国府（多賀城）へ向かう幅6mほどの道路（海道）に接して、溝で区画された東西134～165m、南北110～116mの範囲の中から、8世紀中葉から10世紀代の掘立柱建物群と礎石建物群が見つかっている。建物群は2時期あり、当初のコの字型配置の掘立柱建物群が立地や存続時期から藻島駅の可能性が考えられている。藻島駅とされる施設は、山陽道でみつかっている駅家のように瓦葺き礎石建物ではないが、一定の計画性をもって道路沿いに設置されている官衙施設であった。出羽国の雄勝駅の構造を知る上で参考となる事例である。

・街路樹の存在

平城京においては、『万葉集』の歌から大路に柳が街路樹として植えられていたことが知られていたが、地方の駅路や国府などで街路樹が植えられていたかについて問題となっていた。近年、鳥取県青谷横木遺跡の発掘調査で柳の並木がみつかり、地方においても都と同じように並木が存在していたことが明らかになっている（鳥取県2018）。

また、奈良時代には東大寺僧の普照によって、「全国の駅路の両側に果樹を植えるべきである」という意見が朝廷に提出され、法令として発布されたが、実際に駅路に果樹が植えられたかどうかも不明となっていた。近年、備後国府の発掘調査において、山陽道から国府中枢部へ向かう進入路の側溝埋土中から、榛の花粉がみつかった。榛は『延喜式』の諸国貢進菓子条に載る果樹の一種であり、実際に駅路沿いに果樹が植えられていた可能性が高まっている。

IV 造山遺跡群の検討

1 雄勝城と関連遺跡

・雄勝城と桃生城

『続日本紀』によれば、奥羽北半の支配強化のために、桃生城、雄勝城は天平宝字2・3年（758・759）頃に築造される。桃生城は調査によって、丘陵上に東西約800m、南北約650mの不整形方となり、外郭は築地塀、土塁、材木塀、大溝で区画されること、宝亀5（774）年の海道蝦夷の攻撃を受け、火災で主要な建物が焼失していることが判明している。政庁は築地塀の中に、正殿とその北に同規模の後殿、東辺・西辺築地塀に寄せて東脇殿・西脇殿を配置している。後殿が付設される点は多賀城跡政庁第II期の政庁跡と類似し、その影響が考えられる。政庁の建物は掘立柱建物であるが、正殿、脇殿と区画の築地塀は、瓦葺きで威容を示していた。桃生城は多賀城跡政庁第II期の修造を主導した藤原朝彌が東北経営の一貫として雄勝城とともに造営されたと考えられている（柳澤2001）。

・造山遺跡群

造山遺跡群は横手市雄物川町造山地区に所在し、掘立柱建物、竪穴建物や材木塀などが確認されている。とくに注目されるのは、猫袋遺跡において両側溝を持つ、幅10mと考えられる古代道路がみつかっている点である。雄勝城・駅家研究会による学術調査が行われ、その一画の十足馬場遺跡で奈良時代の掘立柱建物、竪穴建物が確認され、「驛長」と墨書きされた可能性がある土師器も出土している。その成果をもとに、古代道路は陸奥から雄勝城に向かう駅路であり、十足馬場地区に雄勝駅家あるいはその関連施設が存在した可能性が指摘されている（高橋2021）。

造山遺跡は、雄勝城として有力視されている（高橋2020）。その根拠は、次の2点である。

- ・造山地区的東楓遺跡から円面硯、十三塚遺跡で丸瓦・平瓦がみつかっていること。
- ・造山地区はもっとも高い段丘上に立地し、稲作に不適である一方で、水害の被害を受けない立地であること。

筆者も造山遺跡が雄勝城であった可能性は高いと考える。すでに指摘されているように、瓦を用いる建物は、古代において官衙建物か寺院である。東北の城柵では政庁の建物や築地塀を瓦葺きとすることは一般的である。出羽国でも、9世紀初めころに雄勝城が横手盆地から移転したとみられる払田柵跡と平安時代の出羽国府の城輪柵跡が瓦葺きとなっている。また、天平宝字元年（757）に同じく造営が始まる、陸奥国桃生城の政庁は掘立柱建物であるが、正殿、脇殿と築地塀は、瓦葺きで威容を示していた。十三塚遺跡で出土した平瓦の年代も8世紀中頃以降の特徴である一枚作りであり、年代も矛盾しない。

通常、城柵だけでなく、国府や郡衙の中心施設である、政庁はもっとも高所で目立つ立地をとり、国家の威信を示すように建設される。そうした点からみても、造山地区がもっとも高い段丘上に立地することは、この場所が政庁の有力候補地であることを示している。

・平安時代の造山遺跡群：町屋敷遺跡（出羽国雄勝郡の倉庫か）

町屋敷遺跡は奈良時代の雄勝城推定の造山地区の南方、旧雄物川の河川敷に面し、水上交通との関わりが想定でき、9世紀後半から10世紀前葉に機能した官衙施設である。すぐ北側の造山地区が759年に造営された雄勝城候補地である点から、雄勝城移転後に何らかの機能を担う施設として存続した可能性が指摘されている。掘立柱建物塀の中に、総柱式の掘立柱建物1棟が建つ（横手市2010）。2時期あり、塀で区画された範囲は、当初、東西長約56m、南北長35～40mで、後に東西長58m、南北長45mとなる。建物は桁行7間（17.5m）×梁行（9.75m）の超大型の総柱建物で床面積180m²である。建替え時に桁行4間・梁行3間の2棟に改変された可能性も指摘されている。

建物の性格については、平鹿郡あるいは雄勝郡の正倉（穀倉）の可能性が指摘されているが、郡衙正倉とは異なり、一棟だけで数多くのクラから構成されない。出羽国の特殊性とみるべきか、あるいは郡衙正倉とは異なる機能を想定すべきか、不明である。辺境に設置された特殊な穀倉かと想定する。雄勝城が払田柵に移転した後、9世紀代の造山遺跡群の性格を考えうる上で重要な遺跡である。

2 造山遺跡群の課題

（1）造山地区が雄勝城であるかどうかの検証作業

政庁など主要な施設の確認が求められ、その上で、将来、同時期に建設された陸奥国桃生城や出羽国府の城輪柵や払田柵などとの検討が必要となる。

これまで東北の城柵研究では、陸奥側の多賀城を中心とする調査・研究が進み、出羽の城柵には多賀城を中心とした影響が建物配置（品の字型配置、瓦葺き建物採用など）に強いことが指摘されている。

出羽国府の城輪柵や秋田城の政庁や築地塀を飾った瓦については、陸奥の多賀城の影響ではなく、越中など日本海沿いルートの影響が強いことが明らかにされている（佐川2002、梶原2005）。造山遺跡群で出土した瓦は丸瓦と平瓦破片であり、その系譜を明らかにすることはできず、今後の課題となっている。

造山遺跡群については、遺構・遺物ともに陸奥側の影響だけでなく、出羽国内の官衙施設や日本海沿いルートとの検討も求められる。

（2）造山遺跡群の構造の解明

陸奥国府から出羽柵（秋田城）に向かう駅路や雄勝駅、雄勝郡衙との空間構成がどうなっていたのか、検

討が求められる。

城柵・郡衙・駅家の関係

城柵が設置された中には、郡制も施行された地域もある。横手盆地では、天平宝字3年（759）に雄勝城が築造される中、雄勝・平鹿郡が建郡される。『続日本紀』延暦2年（783）6月条に「雄勝・平鹿二郡の郡府」とあり、実態は不明だが郡制が施行されたと考えられている。

造山遺跡群の構造を考える上では、9世紀初めに移転した先の第2次雄勝城とみられている払田柵、秋田城、城輪柵に加えて、宮城県東山官衙遺跡群も参考となる。東山官衙遺跡群は、8世紀中頃に陸奥と出羽を結ぶ連絡路の陸奥側の起点として設置された、城柵であるとともに一郡を管轄した「城柵型郡家」と考えられている（村田2007、2009）。丘陵上に築地塀で区画された政庁、正倉院前面の壇の越遺跡では、出羽の雄勝城に向かう駅路とみられる道路沿いに方形の街区が設けられ、郡司などの有力者の居宅とされる建物群などが確認されている。政庁は方形で50m程度あり、掘立柱塀で区画され、正殿と脇殿がコの字型に配置され、正殿は基壇の上に建つ瓦葺建物として威容を示した。これらの諸施設の外郭線は、さらに築地塀や材木塀で囲まれ、全体としては三重構造となっていた。

前述したように、駅家は交通の要衝地に国府や郡衙などの官衙近くに一体として配置される場合も多い。出羽国でも問題になるのは、国府と出羽郡衙や雄勝郡衙、駅家との関係である。

国府・郡衙・城柵は駅路沿いの交通の要衝地、陸上交通だけでなく、河川などと関わりが深い水上交通との結節点に置かれる場合が多い。雄勝郡に置かれた雄勝城や郡衙、駅家は陸奥国と出羽柵（秋田城）結ぶ道路沿いに設置された可能性が高く、官衙施設群を形成していたとみられる。

また、郡内の統治にあたって、広い郡域に支所や正倉（倉庫群）が複数、置かれることが一般的である。雄勝郡も郡衙施設は一箇所だけでなかったと可能性が高い。横手盆地南部の広い郡域の各所に支所や津などの郡衙関連施設が存在したことを想定しておく必要がある。平安時代の横手市町屋敷遺跡は、そうした郡衙の支所や正倉別院の可能性がある。

まとめ：出羽国形成と雄勝城の設置

横手市造山遺跡群は、古代出羽国だけでなく国家の東北政策、国郡制支配の実態を知る上で重要な遺跡である。

出羽国は東山道に属しているが、もともとは北陸道に属しており、後に東山道に移管されたとみられている（中村2003）。古代の北陸道は、まず7世紀後半に「越国」が成立し、7世紀末頃（683～685年）の国境画定によって越前、越中、越後国に分割され、養老2年（718）には能登国が成立する。こうした中、和銅元年（708）9月に庄内平野を中心とする越後国に出羽郡^{イテハ}が設置される。

出羽国は、和銅5年（712）9月に出羽郡を母体に建国され、陸奥国から最上・置賜郡^{モカミ オイタム}が出羽国に移管される。こうした中で、大量の移民が柵戸として東山道および北陸道諸国から送られてくる。8世紀初めの出羽国は庄内平野と内陸の山形県域にあたり、8世紀前半、まだ横手盆地は国郡制の範囲外にあった。

天平9年（737）に陸奥国多賀柵と出羽国の秋田村出羽柵を連絡する道路建設が行われた。多賀柵（多賀城市）から西進し奥羽山脈を越えて、出羽国最上郡玉野（山形県尾花沢市）に至り、そこから新庄盆地を北上し比羅保許山に至り、山形と秋田県境の山地を越えて、男勝（横手盆地）に出て、そこから秋田の出羽柵（秋田市）に向かう道路である。この計画は実際には達成できなかったが、男勝の征討を目指した計画であった（今泉2002）。

横手盆地にとって大きな画期は、天平宝字2年から3年（758～759）にかけて、雄勝城の設置とそれに関わる駅路の整備が行われたことである。同時に、出羽国に雄勝・平鹿郡が設置され、出羽国内に玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河駅が置かれ、陸奥国府（多賀城）と出羽柵（秋田城）との駅路の開通がなされた。道路建設と一連の征討計画として、陸奥では桃生城（石巻市）、出羽側では雄勝城（横手盆地南部）が建設された。天平宝字3年（759）以降、陸奥国から横手盆地の雄勝・平鹿郡を経て秋田城に向かうルートが設けられたのである。

雄勝城の有力候補地である、造山遺跡群は雄勝城とともに、近くに出羽柵（秋田城）への駅路沿いに雄勝駅も想定されており、加えて雄勝郡衙も近くに設置されていた可能性が高い。こうした雄勝城を中心とする官衙施設の実態が、今後の調査と研究によって明らかになっていくことを期待したい。

参考文献

- 今泉隆雄 2002 「天平9年の奥羽連絡路開通計画について」『国史談話会雑誌』第13号
大橋泰夫 2016a 「瓦葺掘立柱建物からみた多賀城政庁」『日本古代考古学論集』同成社
大橋泰夫 2016b 『出雲国誕生』吉川弘文館
大橋泰夫 2018 『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館
大橋泰夫 2019 「官衙と古代交通」『古代の都城と交通』竹林舎、410-429頁

- 大橋泰夫 2020 「官衙遺跡群」「一郡内の複数郡衙施設」「分郡」「まとめ」144-160 頁。大橋泰夫編『古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究』（基盤研究（C）研究成果報告書）
- 沖森卓也・佐藤 信・矢嶋 泉 2015 『風土記 常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』山川出版社
- 梶原義実 2005 「国分寺系瓦の広域展開—日本海沿岸地域を中心にして—」『名古屋大学文学部研究論集』152 卷
- 岸本道昭 2004 「駅家とその周辺—播磨国古代山陽道の駅家と地域社会—」『駅家と在地社会』奈良文化財研究所
- 木下良 1977 「国府の「十字街」について」『歴史地理学紀要』19
- 熊谷公男 2014 「出羽国飽海郡と蝶形駅家の成立をめぐって」『東北学院大学論集. 歴史と文化』52
- 熊谷公男 2021 『秋田城と元慶の乱』東北古代叢書1 高志書院
- 佐川正敏 1999 「古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究」『東北学院大学東北文化研究所紀要』31 東北学院大学東北文化研究所
- 高橋学 2020 「出羽国北半の未発 城柵 一雄勝城」『第46回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会
- 高橋学 2021 「横手市雄物川町十足馬場地区の調査概要」『第47回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会
- 高橋美久二 1995 『古代交通の考古地理』大明堂
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2004 『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』
- 鳥取県埋蔵文化財センター 2018 『青谷横木遺跡』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告書 67
- 中村太一 2003 「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」『国史学』179
- 日立市教育委員会 2017 『東海道日立路及び長者山官衙遺跡』
- 文化庁 2013 『発掘調査のてびき』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1975・1976・1995-2002 『桃生城跡』I-X
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡政庁跡 本文編』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1993 『東山遺跡』VII
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『多賀城跡政庁跡 補遺編』
- 村田晃一 2007 「陸奥北辺の城柵と郡家」『宮城考古学』第9号
- 村田晃一 2010 「陸奥・出羽における版図の拡大と城柵」『条里制・古代都市研究』25
- 村田晃一 2017 「宮城県東山官衙遺跡群の景観」『日本古代の道路と景観』八木書店
- 柳澤和明 2001 「桃生城跡発掘調査の成果」『第27回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』 埼玉書房
- 横手市教育委員会 2010 『町屋敷遺跡』

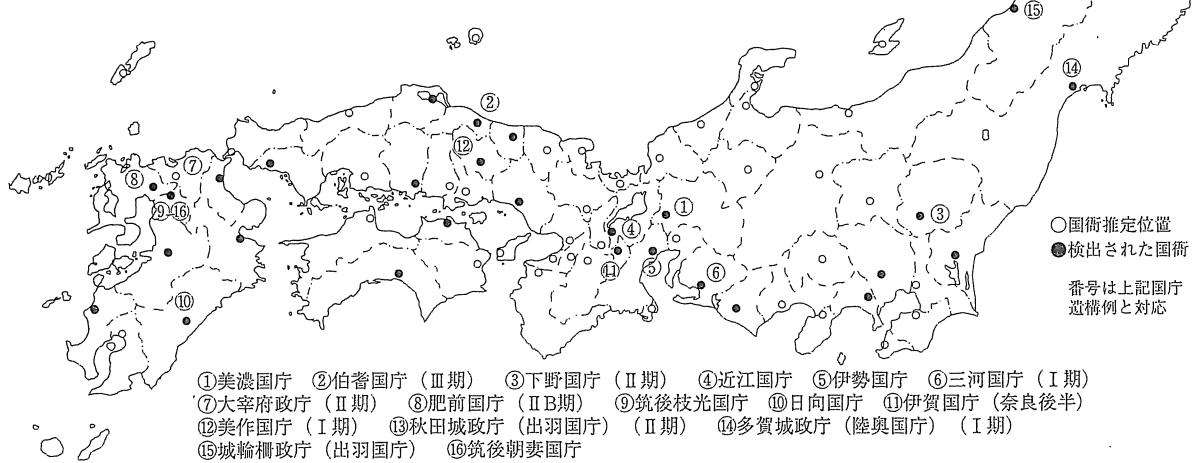


図1 国府の諸例 (奈良文化財研究所 2004 より)

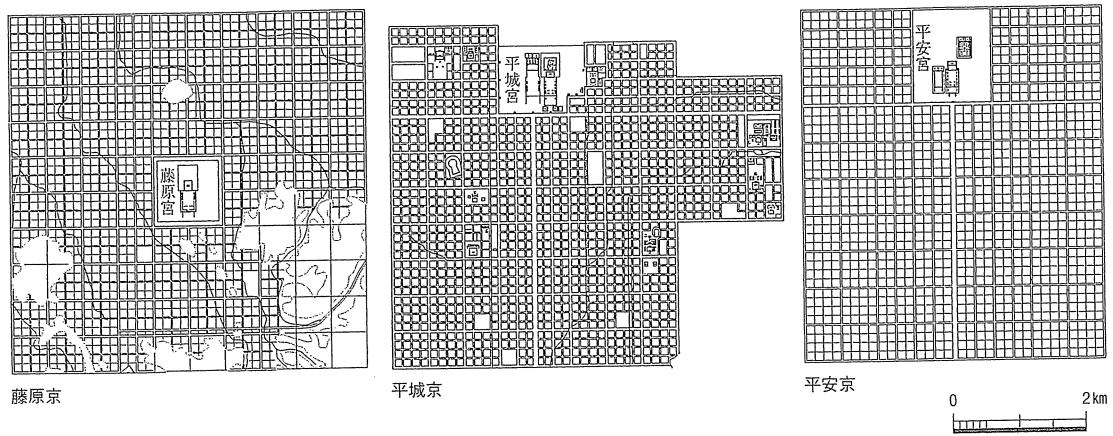


図2 都城の変遷

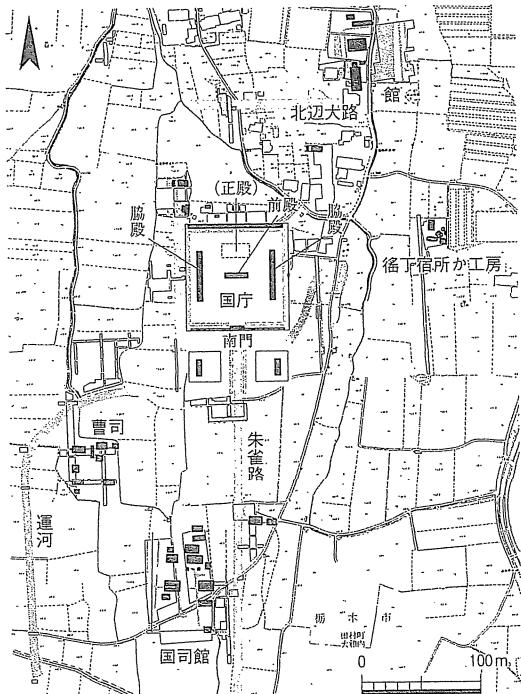


図3 国府の諸施設（下野国府）

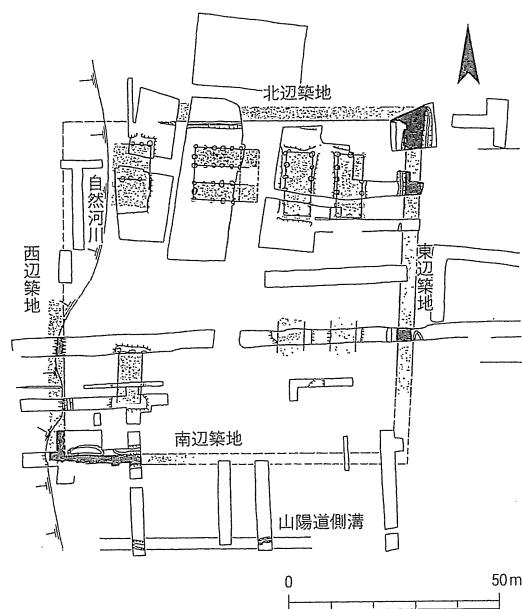
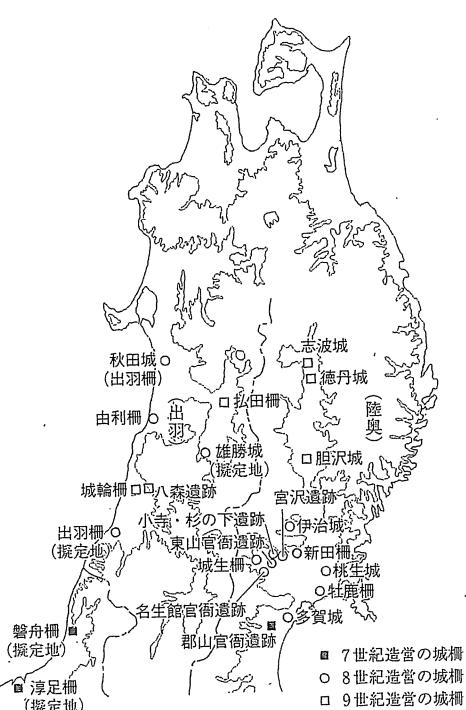


図4 山陽道の駅家（小丸遺跡）



(概要地)



図6 城柵の構造（多賀城）

図2～6：文化庁2013より

表2 国府の存続時期

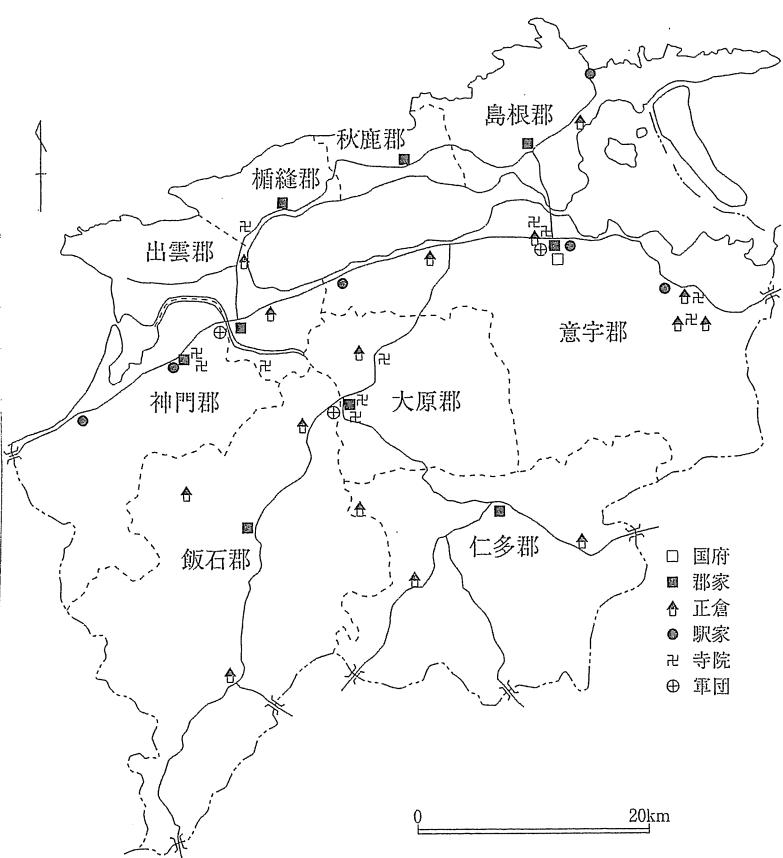
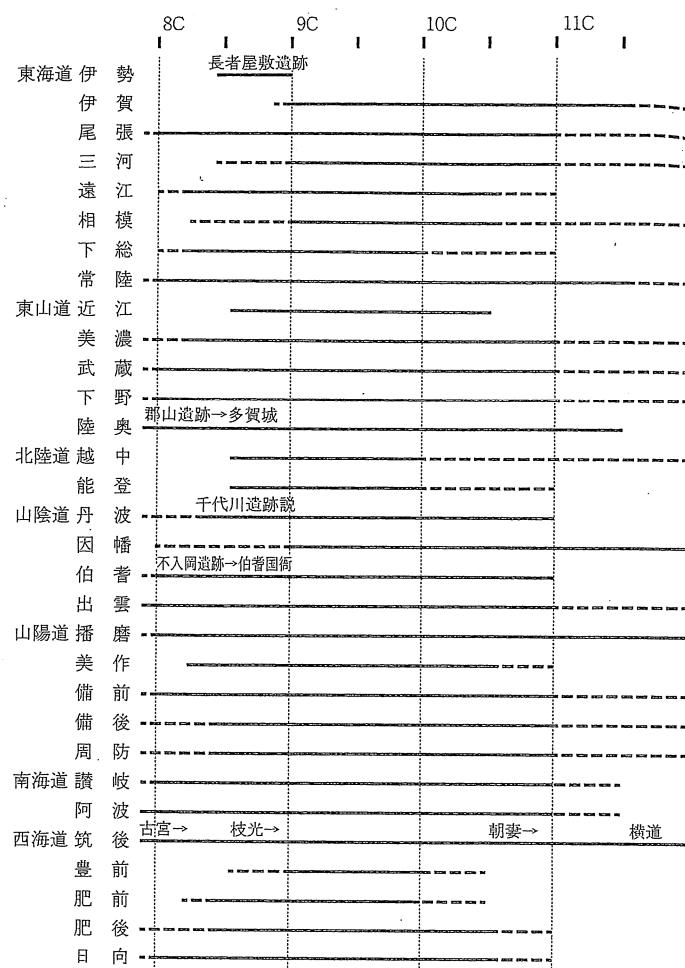


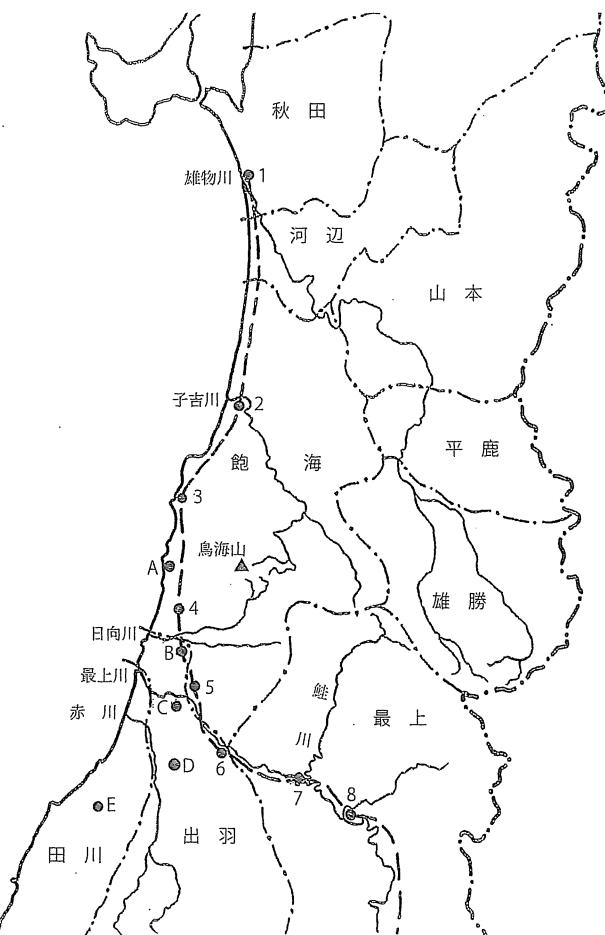
図7 『出雲國風土記』に記された官衙・寺院 (大橋2016bより)



図8 福島県南相馬市泉官衙遺跡群 (陸奥国行方郡衙) のイメージ (藤木海氏作成)



図9 桃生城全体図（柳澤2001より）



1. 秋田城（秋田市寺内）
2. 由理駅（由利本荘市本荘）
3. 鮎形駅（にかほ市象潟）
4. 遊佐駅（遊佐町）
5. 饱海駅（酒田市郡山）
6. 白谷駅（庄内町清川）
7. 佐芸駅（戸沢村出舟）
8. 遊翼駅（舟形町富田）
- A. 遊佐町吹浦（飽海郡屋代郷）
- B. 城輪柵跡（出羽郡井口）
- C. 庄内町余目（出羽郡余戸郷）
- D. 鶴岡市古郡（出羽郡郡家所在地？）
- E. 鶴岡市田川（田川郡田川郷）

図10 出羽国北部郡界・駅路（熊谷2014より）

交差点の形状
記号は側溝の重複回数を表す
同一地点で、側溝の接続と側溝間の小溝路が認められた場合は前者が優先と判断した
▼：南北優先 ▶：東西優先 ?：側溝形状不明
◎：側溝なし・接続なしもしくは後述関係不明

区画施設、街区細分施設
—：堀・溝

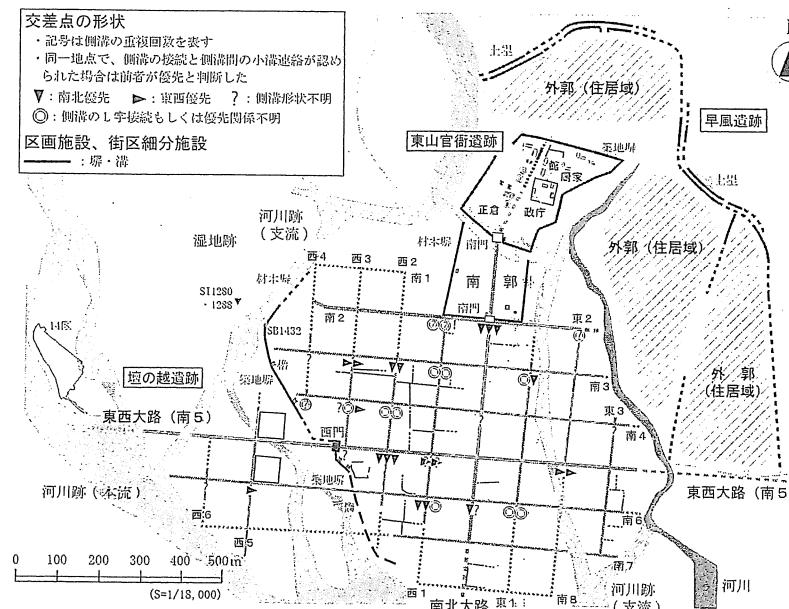
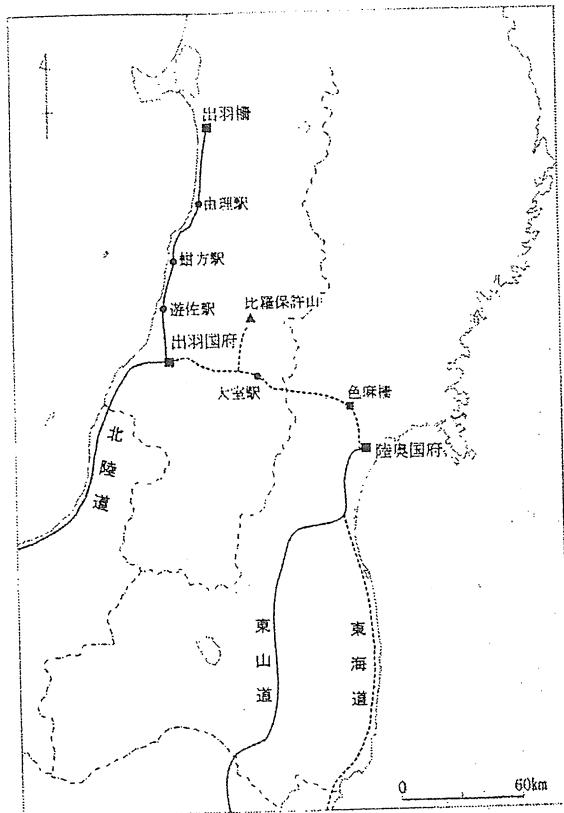


図11 東山官衙遺跡群と道路（村田2017より）

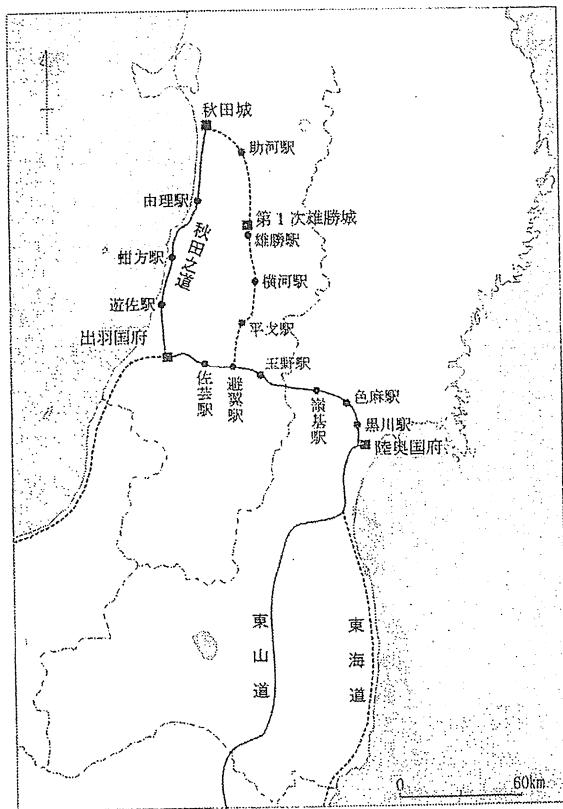


※色麻郡と新田郡は、併合した鶴来郡と隣馬郡を合わせた領域を示している。
※黒川郡以北十郡とは、蝦夷郡である遠田郡を除いた黒川・色麻・富田・賀美・玉造・長岡・志太・新田・小田・牡鹿の10郡を指す。

図12 東山官衙遺跡群の位置（村田2017より）



奥羽・IV期駅路—天平9(737)年～天平11(739)年—（陸奥国府以南の駅家は省略）



奥羽・VI期駅路—天平宝字3(759)年～宝亀11(780)年—（陸奥国府以南の駅家は省略）

図13 奥羽の駅路変遷（中村2003より）

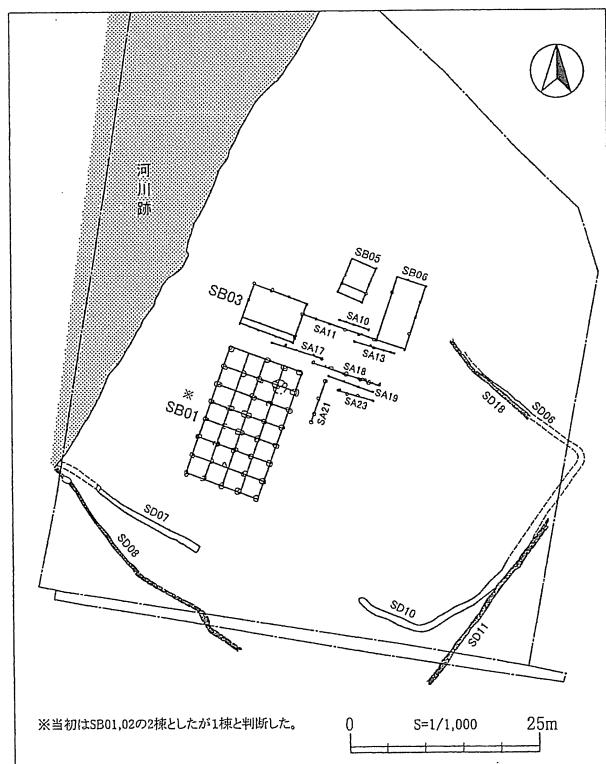
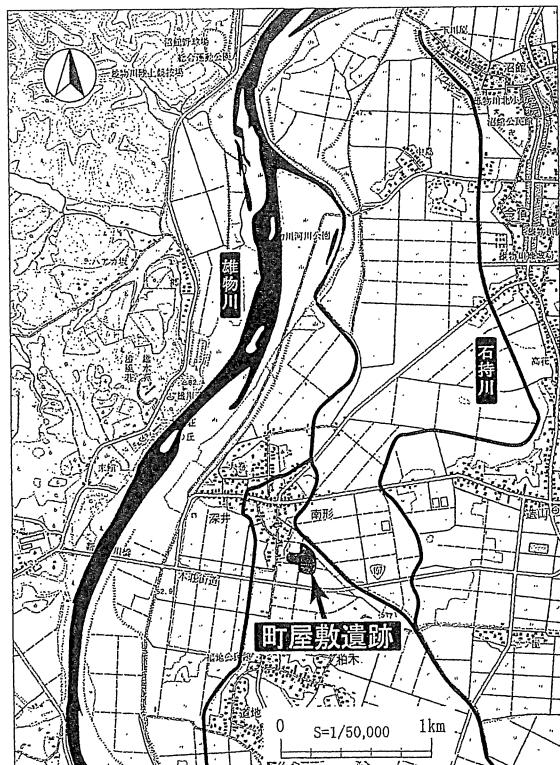


図14 町屋敷遺跡の位置と遺構配置（横手市2010より）

表1 古代国府・国分寺一覧

番号	五畿七道		国名	等級	和名類聚抄の国府所在地 所在郡	和名類聚抄の国府所在地 史跡指定名称	国分寺所在地 史跡指定名称	国府の推定所在地もしくは発掘調査状況等
1	畿内	1	1 山背 (山城)	上国	河陽雖 (乙訓郡)	京都府乙訓郡大山崎町	京都府木津川市 国史跡恭仁宮跡 (山城國分寺跡)	和名類聚抄には、国府が河陽離宮とあり、大山崎町に推定。(貞觀3年以降の国府)。最初は、木津川市山城町上泊周辺に、延暦16年以前は、京都市右京区に、延暦16~貞觀3年は長岡京周辺に比定地がある。
2			2 大和	大国	高市郡	奈良県高市郡高取町 もしくは橿原市	奈良県奈良市 国史跡東大寺 (總國分寺)	国府所在地は、葛上郡・高市郡・平群郡と移転すると考えられている。御所市池之内周辺から平城遷都後に高市郡高取町周辺もしくは橿原市に、その後は大和郡山市今国府とする。
3			3 河内	大国	志紀郡	大阪府藤井寺市	大阪府柏原市	志紀郡の国府は、藤井寺市内の可能性が指摘されている。
4			4 和泉	下国	和泉郡	大阪府和泉市	大阪府和泉市	和泉国府は和泉郡にあり、和泉市府中に比定する説が有力。
5			5 摂津	上国	記載なし	大阪府大阪市	大阪府大阪市	国府は摂津職の官衙がそのまま国府として利用されたと考えられており、その所在地は難波京内に置かれたと考えられている。その後、数か所に移転している。
6	東海道	2	1 伊賀	下国	阿揖郡	三重県伊賀市 国史跡伊賀国分寺跡	三重県伊賀市 国史跡伊賀國分寺跡	阿揖郡内の伊賀市で国府跡が調査され、その構造と変遷が明らかになっている。
7			2 伊勢	大国	鈴鹿郡	三重県鈴鹿市 国史跡伊勢國府跡	三重県鈴鹿市 国史跡伊勢國分寺跡	鈴鈴鹿郡内の鈴鹿市で国府跡が調査され、国府とその北方に広がる方形街区を伴った官衙群の存在が明らかになっている。遺跡地名の存在から、同一郡内の移転が想定されている。
8			3 志摩	下国	英虞郡	三重県志摩市	三重県志摩市 県史跡志摩國分寺跡	主要な比定地は英虞郡の志摩市内。
9			4 尾張	上国	中嶋郡	愛知県稻沢市	愛知県稻沢市 国史跡尾張國分寺跡	主要な比定地は中嶋郡内の稻沢市内と丹羽郡の岩倉市内。
10			5 三河	上国	宝飯郡	愛知県豊川市 国史跡三河國分寺跡	宝飯郡内の豊川市で国府跡の構造と変遷が明らかになっている。国府周辺でも、推定国司館などが発掘されている。	
11			6 遠江	上国	豊田郡	愛知県磐田市	静岡県磐田市 国特別史跡遠江國分寺跡	主要な比定地は磐田郡ではなく磐田郡の磐田市内。磐田市御殿二之宮遺跡と見付端城遺跡周辺が国府推定地とされる。
12			7 駿河	上国	安部郡	静岡県静岡市	静岡県静岡市 国史跡片山廢寺跡	主要な比定地は安部郡内の静岡市内。
13			8 伊豆	下国	田方郡	静岡県三島市、伊豆の国市	静岡県三島市 国史跡伊豆國分寺塔跡	主要な比定地は田方郡内の三島市と伊豆の国市で、後者は伊豆の国市にあった国府が三島市へ移転する説。
14			9 甲斐	上国	八代郡	山梨県笛吹市	山梨県笛吹市 国史跡甲斐國分寺跡	主要な比定地は、八代郡と山梨郡で、いずれも笛吹市内。
15			10 相模	上国	大住郡	神奈川県平塚市	神奈川県海老名市 国史跡相模國分寺跡	平塚市内の国府関連遺跡の継続した発掘調査で、国府が当初から大住郡の平塚市にあり、12世紀後半に余綾郡(大穂町)に移転したと考えられている。
16			11 武藏	大国	多磨郡	東京都府中市 国史跡武藏國府跡	東京都国分寺市 国史跡武藏國分寺跡	府中市の40年以上に及ぶ継続した発掘調査によって、大國魂神社境内から東側に所在する官衙を中心、広範囲に広がる国府域の実像が明らかになっている。
17			12 安房	中国	平群郡	千葉県南房総市	千葉県館山市 県・市史跡安房國分寺跡	主要な比定地は、平群郡内の南房総市内。
18			13 上総	大国	市原郡	千葉県市原市	千葉県市原市 国史跡上総國分寺跡	主要な比定地は全て市原郡内の市原市内で、広範囲で発掘調査が実施されている。
19			14 下総	大国	葛飾郡	千葉県市川市 国史跡下総國分寺跡	千葉県市川市 国史跡下総國分寺跡	葛飾郡内の市川市において、国府台の国衙推定地を中心に、国府域の実態が明らかになりつつある。
20			15 常陸	大国	茨城郡	茨城県石岡市 国史跡常陸國府跡	茨城県石岡市 国特別史跡常陸國分寺跡	茨城郡内の石岡市において、国府跡の構造と変遷が明らかになっている。国府域周辺に展開する生産遺跡との関連もうかがわれる。
21	東山道	3	1 近江	大国	栗本郡 (栗太郡)	滋賀県大津市 国史跡近江國府跡	滋賀県大津市 または甲賀市 国史跡紫香楽宮跡	昭和38年からの発掘調査で、国内で初めて国府の実態が明らかになった国府跡。さらに、古代官道と官衙の具体的なあり方が明らかになっている。
22			2 美濃	上国	不破郡	岐阜県不破郡垂井町 国史跡美濃國府跡	岐阜県大垣市 国史跡美濃國分寺跡	不破郡内の垂井町で国府跡の構造と変遷が明らかになっている。国府周辺の様相も明らかになりつつある。
23			3 飛騨	下国	大野郡	岐阜県高山市	岐阜県高山市 国史跡飛騨國分寺塔跡	主要な比定地は大野郡、荒城郡(旧国府町)の高山市内と益田郡の下呂市内がある。
24			4 信濃	上国	筑摩郡	長野県上田市	長野県上田市 国史跡信濃國分寺跡	主要な比定地は筑摩郡内の松本市内、小県郡内の上田市内、埴科郡内の更埴市内。更埴市→上田市→松本市への変遷が考えられている。
25			5 上野	大国	群馬郡	群馬県前橋市	群馬県高崎市 国史跡上野國分寺跡	国府は未発見だが、群馬郡の前橋市内で国府関連遺跡の調査が進展し、国府域の様相が明らかになりつつある。
26			6 下野	上国	都賀郡	栃木県栃木市 国史跡下野國府跡	栃木県下野市 国史跡下野國分寺跡	関東地方で初めて国府が明らかになった国府跡で、都賀郡内の栃木市に所在する。国府の変遷とともに国府域の構造や国府と周辺の官衙関連施設も明らかになりつつある。
27			7 陸奥	大国	宮城郡	宮城県多賀城市 国特別史跡多賀城跡 宮城県仙台市 国史跡仙台郡山官街遺跡群	宮城県仙台市 国史跡陸奥國分寺跡	発掘調査の成果から、7世紀末~8世紀前葉の国府は郡山遺跡(仙台市)にあり、8世紀前葉に多賀城跡(多賀城市、鉢守府併置)に移転したことなどが知られる。多賀城南面の沖積地上では、8世紀後葉から段階的に方格地割が整備される。
28			8 出羽	上国	出羽郡 平鹿郡	山形県酒田市 国史跡城輪輪跡 秋田県秋田市 国史跡秋田城跡	山形県酒田市 国史跡堂の前遺跡(推定)	出羽郡の城輪輪跡(酒田市)が平安時代の出羽国府で、近くの八森遺跡が一時に移転した国府と考えられている。秋田郡の秋田城跡(秋田市)でも発掘調査が進展し、奈良時代の出羽国府とみる説もある。
29	北陸道	4	1 若狭	中国	越敷	福井県小浜市	福井県小浜市 国史跡若狭國分寺跡	遠敷郡の小浜市東部遠敷・松永地区に比定され、発掘調査の成果で国府が移転したと考えられている。
30			2 越前	大国	丹生郡	福井県越前市	丹生郡の越前市旧武生市街地に比定。	
31			3 加賀	上国	能美郡 加賀郡	石川県小松市、金沢市	能美郡の小松市古府町から埴田町に比定。国府関連遺跡の調査が継続して行われている。加賀郡の国府は金沢市内と推定されている。	
32			4 能登	中国	能登郡	石川県七尾市	能登郡の七尾市古府町周辺に比定。近年の発掘調査成果で、国府関連施設の様相の一端が確認されている。	
33			5 越中	上国	射水郡 砺波郡	富山県高岡市 県史跡越中國分寺跡	射水郡の高岡市伏木地区的台地上に比定。越中國府関連遺跡の調査が進展し、国府域の状況が明らかになりつつある。	
34			6 越後	上国	頸城郡	新潟県上越市	主要な比定地は、頸城郡(上越市)、古志郡(長岡市)。	
35			7 佐渡	中国	雄太郡	新潟県佐渡市	比定地は雄太郡内の佐渡市内。	

(『季刊考古学 152 古代国府・最新研究の動向』雄山閣 2020 より)

番号	五畿七道		国名	等級	和名類聚抄の国府所在郡	和名類聚抄の国府所在地 史跡指定名称	国分寺所在地 史跡指定名称	国府の推定所在地もしくは発掘調査状況等
36	5 山陰道	1 丹波	上国	桑田郡	京都府龜岡市, 南丹市	京都府龜岡市 国史跡丹波國分寺跡	主要な比定地は桑田郡の龜岡市、船井郡の南丹市。	
37		2 丹後	中国	加佐郡	京都府舞鶴市, 福知山市, 宮津市, 与謝野町	京都府宮津市 国史跡丹後國分寺跡	主要な比定地は加佐郡の舞鶴市、福知山市、与謝郡の宮津市・与謝野町、宮津市で発掘調査が行われている。	
38		3 但馬	上国	気多郡	兵庫県豊岡市	兵庫県豊岡市 国史跡但馬國分寺跡	主要な比定地は気多郡、出石郡の豊岡市。国府関連遺跡の調査が進展し、国府祭祀の実態が明らかになっている。	
39		4 因幡	上国	法美郡	鳥取県鳥取市 国史跡因幡國庁跡	鳥取県鳥取市	法美郡の鳥取市で、国庁正殿を中心方に方150~200mの地区割の存在が想定され、平安時代初期の国庁あるいはその一部として国の史跡に指定されている。	
40		5 伯耆	上国	久米郡	鳥取県倉吉市 国史跡伯耆國府跡	鳥取県倉吉市 国史跡伯耆國分寺跡	久米郡内の倉吉市で国庁跡が調査され、その構造と変遷が明らかになっている。国府域の調査も進展し、国庁が8世紀前半の不入岡遺跡から8世紀中葉に伯耆国庁跡へ移転したとされる。	
41		6 出雲	上国	意宇郡	島根県松江市 国史跡出雲國府跡	島根県松江市 国史跡出雲國分寺跡	意宇郡内の松江市で、国庁とその周辺に展開する諸施設が調査され、出雲國風土記の記載とともに、国府域の実態が明らかになっている。	
42		7 石見	中国	那賀郡	島根県浜田市	島根県浜田市 国史跡石見國分寺跡	主要な比定地は那賀郡内の浜田市内。	
43		8 隠岐	下国	周吉郡	島根県隱岐郡隱岐の島町 国史跡隱岐國分寺跡	島根県隱岐の島町 国史跡隱岐國分寺跡	比定地は周吉郡内の隱岐の島町。	
44	6 山陽道	1 播磨	大国	筋磨郡	兵庫県姫路市	兵庫県姫路市 国史跡播磨國分寺跡	主要な比定地は筋磨郡内で、姫路市内。市街地化された中で、発掘調査が行われている。	
45		2 美作	上国	苦東郡	岡山県津山市	岡山県津山市 国史跡美作國分寺跡	苦東郡の津山市で、東向きの国庁脇殿（東西棟）とされる建物が調査されている。	
46		3 備前	上国	御野郡 上道郡	岡山県岡山市 県史跡備前國庁跡	岡山県赤磐市 国史跡備前國分寺跡	主要な比定地は上道郡、御野郡で、ともに岡山市内。岡山市ハガ遺跡周辺に比定する説が有力となっている。	
47		4 備中	上国	賀夜郡	岡山県総社市 市史跡伝備中國府跡	岡山県総社市 国史跡傳備中國分寺跡	主要な比定地は賀夜郡で、総社市内。	
48		5 備後	上国	葦田郡	広島県府中市 国史跡備後國府跡	広島県福山市	葦田郡の府中市で、国衙と周辺の調査が進展し、8世紀から12世紀にかけての国府の変遷がどうえられている。また、古代山陽道から国府へ至る分岐点が明らかになっている。	
49		6 安芸	上国	安芸郡	広島県安芸郡府中町, 東広島市	広島県東広島市 国史跡安芸國分寺跡	主要な比定は安芸郡の府中町、賀茂郡の東広島市。東広島市から府中町へ移転もある。	
50		7 周防	上国	佐波郡	山口県防府市 国史跡周防國衙跡	山口県防府市 周防國分寺旧境内	国内で最も早く国史跡の指定を受けた国府研究の先駆けとなった国府跡。佐波郡の防府市内で、国府域全体の発掘調査が進展し、古代から中世への継続性が明らかになっている。	
51		8 長門	中国	豊浦郡	山口県下関市	山口県下関市	主要な比定地は豊浦郡で下関市。	
52	7 南海道	1 紀伊	上国	名草郡	和歌山県和歌山市, 岩出市	和歌山県紀の川市 国史跡紀伊國分寺跡	主要な比定地は名草郡の和歌山市、那智郡の岩出市。	
53		2 淡路	下国	三原郡	兵庫県南あわじ市	兵庫県南あわじ市 国史跡淡路國分寺塔跡	比定地は三原郡の南あわじ市。	
54		3 阿波	上国	名東郡	徳島県徳島市	徳島県徳島市 県史跡阿波國分寺跡	主要な比定地は名東郡で、徳島市。徳島市観音寺遺跡で初期国府に関係する木簡が出土している。	
55		4 讀岐	上国	阿野郡	香川県坂出市 国史跡讀岐國府跡	香川県高松市 国特別史跡讀岐國分寺跡	阿野郡の坂出市で、菅原道真が著した『菅家文草』に登場する「開法寺」東側で国府中枢施設の構造と変遷が明らかになりつつある。	
56		5 伊予	上国	越智郡	愛媛県今治市	愛媛県今治市 国史跡伊予國分寺塔跡	比定地は越智郡の今治市で、市内の発掘調査に基づいて、伊予国府の研究が行われている。	
57		6 土佐	中国	長岡郡	高知県南国市 県史跡土佐國衙跡	高知県南国市 国史跡土佐國分寺跡	南国市比江地区で発掘調査が行われ、平安期の建物跡などが確認され、県史跡土佐国衙跡となっている。	
58	8 西海道	1 筑前	上国	御笠郡	福岡県太宰府市	福岡県太宰府市 国史跡筑前國分寺跡	比定地は御笠郡の太宰府市。国分松本遺跡13次調査では7世紀末頃の「戸籍」・「計帳」に関わる筑前国鳴評木簡が出土しており、初期筑前国府との関係も想定されている。	
59		2 筑後	上国	御井郡	福岡県久留米市 国史跡筑後國府跡	福岡県久留米市 市史跡筑後國分寺跡	御井郡内の久留米市で昭和36年から継続的な国府域の発掘調査が行われ、国庁が約500年間で三遷していることが判明している。国府域内の調査も進展している。	
60		3 肥前	上国	小城郡	佐賀県佐賀市 国史跡肥前國庁跡	佐賀県佐賀市 市史跡肥前國分寺跡	旧佐賀郡内の佐賀市大和町で国庁跡が確認調査によって発見され、構造と変遷が明らかになつた。近年、国庁東側に展開する国府域の発掘調査も進展している。	
61		4 肥後	大国	益城郡	熊本県熊本市	熊本県熊本市	国府は、託麻郡、益城郡、飽田郡へ移転したと考えられている。比定地は全て熊本市内。二本木官衙遺跡では8世紀中頃の曹司が確認されており、政府などの中核施設との関係が想定されている。	
62		5 豊前	上国	京都郡	福岡県京都郡みやこ町 県史跡豊前國府跡 福岡県行橋市 国史跡福原長者原官衙遺跡	福岡県京都郡みやこ町 国史跡豊前國分寺跡	仲津郡のみやこ町国作・惣社地区で発掘調査が行われ、豊前国府史跡公園として整備されている。近年、2km北西の仲津郡内の行橋市福原で、初期豊前国庁とみられる福原長者原官衙遺跡が調査され、国史跡の指定を受けた。	
63		6 豊後	上国	大分郡	大分県大分市	大分県大分市 国史跡豊後國分寺跡	比定地は大分郡の大分市。	
64		7 日向	中国	児湯郡	宮崎県西都市 国史跡日向國府跡	児湯郡内の西都市で、国庁跡が調査され、その構造と変遷が明らかになっている。		
65		8 大隅	中国	桑原郡 (曉原郡)	鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市 国史跡大隅國分寺跡	比定地は桑原郡の霧島市内。	
66		9 薩摩	中国	記載なし	鹿児島県薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市 国史跡薩摩國分寺跡	和名類聚抄に国府所在郡の記載なし。比定地は高城郡の薩摩川内市。	
67		10 壱岐嶋	下国	石田郡	長崎県壱岐市	長崎県壱岐市 県史跡壱岐國分寺跡	主要な比定地は石田郡、壱岐郡で壱岐市内。	
68		11 対馬嶋	下国	下県郡	長崎県対馬市	長崎県対馬市	主要な比定地は下県郡の対馬市内。	

※1 本表は、荒井健治氏が原本を作成し、下記文献及び本特集号における各執筆者の最新の発掘調査成果をもとに作成した。※2 ゴシック体は国指定等の史跡に指定されている国府・国分寺跡。斜め書体は、国府関連遺跡の発掘調査が進んでいる国府跡。なお指定名称は一名のみ記載した。※3 国分尼寺跡が別に史跡指定されている場合もあるが、表記は国分寺跡で統一した。※4 國の等級は、『延喜式』民部上によった。

※5 参考文献 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第5巻 吉川弘文館、1985
木下 良「古辞書類に見る国府所在郡について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、国立歴史民俗博物館、1986
日本考古学学会三重県実行委員会『日本考古学学会1996年度 三重大会シンポジウム2 国府一畿内・七道の様相一』1996